

## 会 議 概 要 書

審 議 会 等 の 名 称	磐田市個人情報保護審査会及び磐田市行政不服審査会 (第2回)
担 当 部 課 名	総務部 総務課
会 議 の 開 催 日 時	令和元年6月10日 (月) 午後3時から
会 議 の 開 催 場 所	磐田市役所 西庁舎3階 特別会議室
出席者 (職・氏名)	磐田市個人情報保護・行政不服審査会委員 5人 事務局職員 (総務課) 3人、こども未来課2人、スポーツ振興課1人
議 題	(議事) 磐田市個人情報保護審査会 個人情報の目的外利用 (磐田市個人情報保護条例第10条第1項第6号) の意見聴取について (こども未来課・スポーツ振興課) (審議) 磐田市行政不服審査会諮問第1号 磐田市行政不服審査会諮問第1号「平成30年7月12日に磐田市長が審査請求人に対して行った滞納処分」の取消請求事件
配 付 資 料 等 の 件 名	① 平成31年度 個人情報目的外利用協議書 ② (行政不服審査会) 審査諮問書、弁明書、反論書、補正書、審理員意見書、答申書案
概 要	1 磐田市個人情報保護審査会 次の2議案について、協議を行った。 (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の対象者把握のため個人情報の目的外利用についてこども未来課から報告を受けた。 審査会からは「特段付すべき意見はなし」という結論に至る。 (2) 市民スポーツ意識調査の対象者抽出のため個人情報の目的外利用についてスポーツ振興課から報告を受けた。 審査会からは「特段付すべき意見はなし」という結論に至る。 2 第2回磐田市行政不服審査会 磐田市行政不服審査会諮問第1号「平成30年7月12日に磐田市長が審査請求人に対して行った滞納処分」の取消請求事件について、審議した。 (1) 審理員意見書について検討した。 (2) 当審査会答申書 (案) を基に、検討し、妥当性を決定した。 (3) 本日の審査会をもって審議を終了し、全委員による答申書 (案) の最終確認後速やかに答申することとする。
備 考	